

このようなときには届け出を

次の場合、世帯主は、下記の必要なものをお持ちになって、必ず**事実が発生した日**から14日以内にお住まいの区の区役所保険年金課の窓口で届け出をしてください。なお、住民票の住所変更が必要な場合は、先に区役所戸籍住民課で届け出を済ませてください。

届け出が遅れると、届け出の前日までの医療費が、原則として全額自己負担となります。しかしながら、保険料は、札幌市で国保の資格が適用されたとき(勤務先の健康保険をやめたときなど)までさかのぼって支払わなければなりません(最大26か月間)。

加入するとき

①必ずお持ちください

- ・届出人本人と確認できるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)、障害者手帳、在留カードなど)
- ・世帯主及び加入する方の個人番号がわかるもの(マイナンバーカード(個人番号カード)、番号通知カードなど)

②届け出の内容により、以下もお持ちください

こんなとき

必要なもの

北海道外から札幌市に転入したとき	→	<ul style="list-style-type: none">・キャッシュカード、通帳、通帳使用印 (※) (保険料の口座振替をお願いしています。)・次ページ(注1)の中で該当するもの
勤務先の健康保険などをやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	→	<ul style="list-style-type: none">・勤務先や健康保険事務所の健康保険脱退証明書・キャッシュカード、通帳、通帳使用印 (※) (保険料の口座振替をお願いしています。)・次ページ(注1)の中で該当するもの
勤務先の健康保険などの任意継続の期間が満了したとき	→	<ul style="list-style-type: none">・任意継続の保険証(世帯全員分)または健康保険事務所の健康保険脱退証明書※保険証に任意継続の期間満了日が分かる日付(資格喪失日や有効期限)が記載されていない場合や、任意継続の期間満了前に脱退した場合は、保険証ではなく健康保険脱退証明書をお持ちください。・キャッシュカード、通帳、通帳使用印 (※) (保険料の口座振替をお願いしています。)・次ページ(注1)の中で該当するもの
生活保護を受けなくなったとき	→	<ul style="list-style-type: none">・生活保護廃止決定通知書・キャッシュカード、通帳、通帳使用印 (※) (保険料の口座振替をお願いしています。)・次ページ(注1)の中で該当するもの
子どもが生まれたとき	→	<ul style="list-style-type: none">・国保の保険証・母子健康手帳・次ページ(注1)の中で該当するもの※出産育児一時金の手続きに必要なものは39ページをご覧ください。

子どもが生まれたとき(出産育児一時金)

加入者が出産したとき(妊娠12週以上の死産を含む)、出産育児一時金が支給されます。

※全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)、組合管掌健康保険、各種共済組合に被保険者本人として1年以上加入していた方が、その保険をやめてから6か月以内に出産した場合は、加入していた健康保険から支給を受けることができます。その場合、国保から出産育児一時金は支給されません。

●支給額420,000円(子ども一人につき)

産科医療補償制度(※)に未加入の医療機関等で出産した場合、または妊娠22週未満で出産した場合は16,000円減額となり、404,000円となります。

※産科医療補償制度とは

通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性まひとなった赤ちゃんに対して、看護・介護のため、一時金600万円と分割金が20年にわたり総額2,400万円、計3,000万円が補償金として支払われます。

この制度では、お産一件ごとに分娩機関が16,000円の掛金を負担することになっています。

●直接支払制度について

加入者の方が医療機関で手続きすることにより、札幌市国保から医療機関に直接出産育児一時金が支払われる制度です。この制度を利用することで加入者の方は、出産費用から出産育児一時金を引いた残りの額を医療機関に支払うだけですむこととなり、まとまった費用を事前に用意する必要がなくなります。



申請手続き

(1) 直接支払制度を利用する場合

医療機関に保険証を提示して申し出てください。区役所への申請は必要ありません。ただし、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、申請により差額分が世帯主に支給されます(②をご覧ください)。

※医療機関によっては直接支払制度を利用できない場合がありますので、出産予定の医療機関に直接ご確認ください。

(2) 直接支払制度を利用し、差額が発生する場合。または直接支払制度を利用しない場合

次のものをお持ちになり、お住まいの区の区役所保険年金課の窓口で申請してください。

- 届出者本人と確認できるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)、障害者手帳、在留カードなど)
- 世帯主及び出産した方の個人番号がわかるもの(マイナンバーカード(個人番号カード)、番号通知カードなど)
- 保険証 ●母子健康手帳 ●世帯主の口座番号のわかるもの ●世帯主の印鑑
- 医療機関から交付される直接支払制度に関する合意文書
- 医療機関から交付される出産費用の領収・明細書